委託業務特記仕様書(令和7年5月1日以降適用)

(共通仕様書の適用)

- 第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあっては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書(国土交通省港湾局)」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

(共通仕様書の変更・追加事項)

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書(変更・追加事項)」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099

(共通仕様書の読み替え)

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

(成績評定の選択制(試行))

- 第4条 当初業務委託料(税込み)が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務(建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く)は、別に定める「委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務(土木)成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料(税込み)が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務(土木)成績評定の選択制試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物(橋梁、トンネル、樋門、砂防等)設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有(設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等)・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者(測量、地質、調査、設計)で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

- **第6条** 本業務は、ウィークリースタンス(受発注者で1週間のルール(スタンス)を目標として定め、計画的 に業務を履行する)の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- (1) ウェンズデー・ホーム (水曜日は定時の帰宅を心がける。)

- (2) マンデー・ノーピリオド(月曜日(連休明け)を依頼の期限日としない。)
- (3) フライデー・ノーリクエスト(金曜日(連休前)に依頼をしない。)
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した 内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。
- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

- **第7条** 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。
- 2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

- 第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(Web検査【発注者指定型】)

- 第9条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web検査(発注者指定型)」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/

(業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】)

- 第10条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/

(情報共有システム活用業務【受注者希望型】)

- **第11条** 受注者は、情報共有システム(以下「システム」という。)の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務(以下、「対象業務」という)とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/

(CIM活用業務【受注者希望型】)

- **第12条** 本業務は、CIM (Construction Information Modeling, Management)を活用し、建設生産・管理システム全体の課題解決および業務効率化を目的とした「CIM活用業務(受注者希望型)」の対象業務であり、別に定める「CIM活用業務試行要領」を適用する。
- 2 受注者は、CIM活用業務の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を 決定するものとする。

C I M活用業務試行要領

徳島県HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7238626/

(本業務の特記仕様事項)

第13条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

別紙「R7徳土 徳島小松島港(万代中央地区) 徳・万代5 緑地化実証実験検証業務 特記仕様書」による。

○業務名称

R 7 徳土 徳島小松島港(万代中央地区) 徳・万代 5 緑地化実証実験検証業務

○業務概要

万代中央ふ頭は、港湾倉庫街をリノベーションし、かつての「物流機能」の港から「にぎわい空間」への転換が図られるよう「水辺の倉庫街を活かしたまちづくり」を推進しているところである。

これらの取組の一つとして、「万代中央ふ頭にぎわいづくり構想 (パース図)」に基づく岸壁ゾーンの緑地化を予定しており、今回、一部区間 (約20m)を試験的に整備することから、芝の生育状況や維持管理体制など様々な課題の抽出・検証を行うとともに、利用者や地元の関係者からも意見を聴取し、岸壁ゾーンにおける緑地化をベースとした全体整備計画を作成するものである。

○業務内容

- 1 設計計画
 - ・本業務の趣旨を十分に理解したうえで、業務実施にあたっての技術的方針及び作業スケ ジュールを検討し、業務計画書を作成する。
- 2 資料収集・整理
 - ・施設データ、維持管理計画書等の業務に必要な資料の収集・整理
- 3 緑地部の検討
- (1) 利用方法
 - ・利用者数、滞在時間、利用用途、意見・感想等のヒアリング調査及び取りまとめを行い、より魅力度が向上する緑地部の利用方法を検討
- (2)維持管理体制
 - ・地元関係者へのヒアリング調査及び取りまとめを行い、緑地部に関する持続可能な維持 管理体制を検討
- 4 道路部の検討
- (1) 利用形態
 - ・利用方法に適した幅員構成や安全性を検討
- (2) デザイン
 - ・整備イメージに即した舗装構成(インターロッキングブロック等)を検討
- (3) 転落防止柵
 - ・転落防止柵の検討(安全性・デザイン等)
- 5 ワークショップ運営
 - ・地元関係者と専門家による全体整備計画の作成に向けたワークショップを開催(計3回)
 - ・オブザーバーの招聘(3回開催で計5名)
- 6 全体整備計画
 - ・5「ワークショップ運営」での意見をもとに、岸壁ゾーンにおける緑地化をベースとし

た全体整備計画を作成

- 7 図面作成 (パース図)
 - ・作成した全体整備計画をもとに、周辺を含めた着色パース図(A3版)1タイプを作成

8 照査

・仕様書に基づく条件、検討項目、設計内容等の照査を業務中間段階ならびに適切な区切 りにおいて適宜実施する。また、設計作業終了後、すべての内容について照査し、照査 報告書にとりまとめる。

9 報告書作成

- ・業務の目的と特記仕様書を踏まえ、検討内容をとりまとめた報告書を作成する。成果品 の提出は、下記のとおりとする。
 - -報告書(紙媒体: A 4 チューブファイル) 1 部
 - -電子成果品(電子媒体) 2部(正・副各1部)

10 打合せ協議

・打合せは、着手時、中間1回、成果納品時の計3回を行うものとする。